

岩手県告示第 353 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院（診療所、薬局）を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
北杜調剤薬局	大船渡市大船渡町字地ノ森 48 番 30	平成 20 年 2 月 29 日
浜口薬局	八幡平市大更第 21 地割 42 番地	”
おかだ外科内科クリニック	宮古市実田二丁目 5 番 10 号	平成 20 年 3 月 31 日
岩手県立住田病院	気仙郡住田町世田米字大崎 22 番地 1	”
宮古市国民健康保険田老病院	宮古市田老字荒谷 105 番地	”